



規制変更 影響をもたらす 国際的動向

保険規制の進化

将来に備えて：第1章

2016年6月

kpmg.com



規制変更に影響をもたらす 国際的動向

昨年発行した「保険規制の進化」で報告したように、保険監督者国際機構 (IAIS) は2015年も国際的に活動する保険グループ (IAIGs) およびグローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) に関連する取組みを続け、グループレベルの監督および各国／地域間での規制のフレームワークの一貫性が、引き続き規制改革推進の重要なテーマとなりました。金融安定理事会 (FSB) もIAISの作業プログラムに影響を及ぼし続けており、2016年もまた重要な年になることは明らかです。

この章では、こうした主要な取組み、特に保険基本原則 (ICPs)、グローバルな保険資本基準 (ICS) およびG-SII特有の動向が保険会社に与える影響について論じます。また、国際通貨基金 (IMF) の金融セクター評価プログラム (FSAP) レビューの最新状況についても考察します。



目次

IAISフレームワーク	4
保険基本原則 (ICPs)	5
国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督のための 共通のフレームワーク (ComFrame)	8
グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の規制	11

「保険規制の進化」はKPMGインターナショナルが発行する年次レポートであり、保険業界が直面する規制関連の主要なトピックを取り上げています。第6版となる今年のレポートは、英文タイトルに「リスク」という言葉を加え、マーケットの現状をより反映した形に変更しました。もう1つの変更点として、今年は各章を順次発行する方式とし、今回、6月のIAISのイベントに合わせて第1章をリリースしました。最終章では、11月にパラグアイで行われるIAIS年次総会に合わせて、KPMGインターナショナルが初めて実施する「リスクと規制に関するベンチマークサーベイ」の結果を公表します。

本シリーズの第1章「規制変更に影響をもたらす国際的動向」では、現在国際的に検討されている主な規制上のテーマを概説します。さまざまな知見は、クライアントとのディスカッション、KPMGの専門家による規制動向の評価、各地域の政策機関とのネットワークを通じて得たものです。第2章「コンダクトリスクー商品、顧客、価値のバランスを確保するための規制の強化」では、業界の動向を地域別に論じ、規制当局が商品と顧客ニーズとのバランスを確保するために、どのような変革を推進しているか解説します。それ以降も、毎月1章のペースでリリースを行い、「ベンチマークサーベイ」の結果をまとめた最終章をパラグアイで発表する予定です。詳細については、www.kpmg.com/regulatorychallengesをご覧くださいか、fsregulation@kpmg.co.ukまでお問い合わせください。

IAISフレームワーク

IAISフレームワークは、国際的に受け入れられている保険セクターの監督に関するフレームワークです。監督対象となる企業の特性に応じて、規制要件が段階的に強化される仕組みになっています。

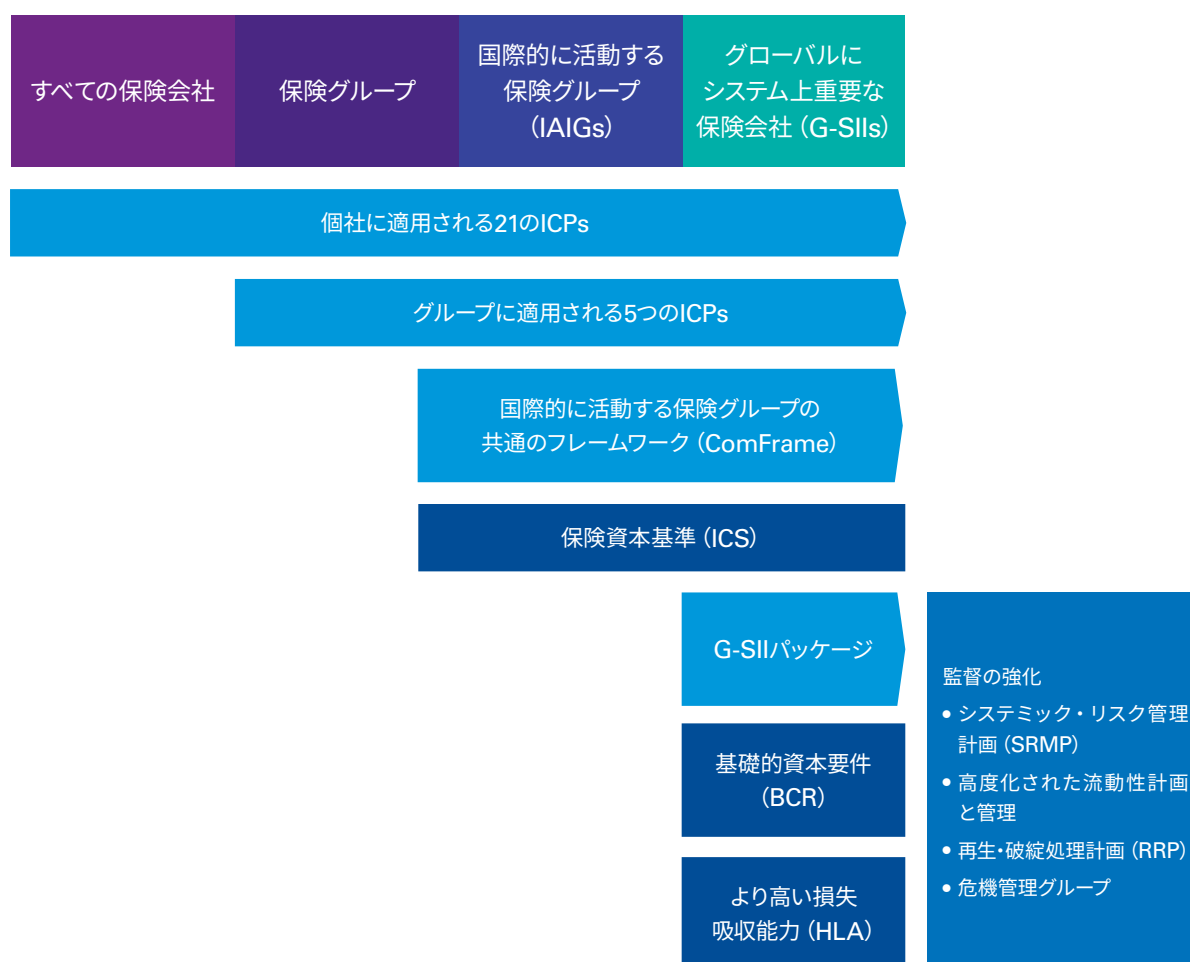
- 保険基本原則 (ICPs) は、すべての国／地域の保険会社を監督する上で準拠が求められる、ハイレベルな原則ベースの基準です。ICPsは主として規制対象である保険会社単体に対して適用されますが、保険グループには追加的に5つのICPsが適用されます。

- 国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督のための共通のフレームワーク (ComFrame) は、IAIGの定義に該当する約50の保険グループに対し、さらなる要件を課します。これらの企業は、IAISが策定している保険資本基準を遵守する必要があります。

- G-SIIに該当する保険会社 (現在9グループ) はシステミック・リスクの恐れがあるため、上記の要件をすべて満たした上で、さらに監督の強化が適用されます。これには、追加的な資本要件と再生・破綻処理計画の両方が含まれます。

各種要件の適用は図1のように体系化されます。

図1: 保険会社／保険グループのタイプ別に見るIAISフレームワークの適用



出典：KPMGインターナショナル、2016年

「保険基本原則 (ICPs) は、すべての国／地域の保険会社を監督する上で準拠が求められるハイレベルな原則ベースの基準です。」

保険基本原則 (ICPs)

IAISメンバーは、自国／地域の監督フレームワークにICPsを組み入れることが期待されています。遵守状況は、IMFと世界銀行が年に1度、金融セクター評価プログラム (FSAP) レビューを必須ベースおよび任意ベースで実施することにより評価します。IMFがシステム上重要とみなす金融システムを有する国／地域は、5年ごとのFSAP評価が必須とされています (表2を参照)。

現在、ICPsには26の項目があり、これらは表1に示すように大まかなカテゴリーに分けられます。

「遵守状況は、IMFと世界銀行が年に1度、金融セクター評価プログラム (FSAP) レビューを必須ベースおよび任意ベースで実施することにより評価します。」

表1：ICPsの5つのカテゴリー

監督権限および措置	ソルベンシー	グループレベルの監督、協力、危機管理	行為規制、仲介者、不正防止	コーポレートガバナンス、開示
ICP1 監督機関の目的、権限および責任	ICP13 再保険、およびその他リスク移転	ICP3 情報交換および秘密保持に関する要件	ICP18 仲介者	ICP5 個人の適格性
ICP2 監督機関	ICP14 評価	ICP23 グループレベルの監督	ICP19 行為規制	ICP7 コーポレートガバナンス
ICP4 認可	ICP15 投資	ICP24 マクロ健全性の監視および保険監督	ICP21 保険不正の対策	ICP8 リスク管理および内部統制
ICP6 支配権の変更とポートフォリオの移転	ICP16 ソルベンシー目的の統合的リスク管理 (ERM)	ICP25 監督上の協力および協調	ICP22 マネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策	ICP20 開示
ICP9 監督レビューおよび報告	ICP17 資本充実度	ICP26 危機管理におけるクロスボーダー協力および協調		
ICP10 予防措置および是正措置				
ICP11 執行				
ICP12 清算および市場からの撤退				

出典：保険基本原則、基準、ガイドランスおよび評価方法 (2011年10月、2013年10月改訂)

IAISは、2015年から3年間ですべてのICPsをレビューする取組みを開始し、第1弾としてICP4 (認可)、ICP5 (個人の適格性)、ICP7 (コーポレートガバナンス)、ICP8 (リスク管理および内部統制)、ICP23 (グループレベルの監督)、およびICP25 (監督上の協力および協調) の自己評価とピア・レビューを実施しました。そして2015年11月にこれらの各ICPsの改訂版を採択しました。

2016年1月には、ICP13 (再保険、およびその他リスク移転)、およびICP24 (マクロ健全性の監視および保険監督) の自己評価とピア・レビューを開始しました。

またIAISは、2016年1月、すべての保険会社を対象に再生・破綻処理計画要件の適用を提案するコンサルテーション・ペーパーを同年半ばに公表する計画であると発表しました。現時点でこの要件を課せられているのは9つのG-SIIsのみであり、適用対象を広げるというこの発表は、多くの関係者を驚かせました。G-SIIs以外の他の保険会社に適切なものが作れるかどうか、大きな懸念となっています。KPMGは関心を持ってこのペーパーの公表を待っています。

金融セクター評価プログラム (FSAP) レビュー

FSAPレビューでは関連する国際的基準への遵守度の分析が行われており、保険セクターにおける基準はICPsになります。結果として、近年、世界の規制当局の間ではICP遵守を目指す動きが見られるようになりました。各国／地域の進展状況については第3章で解説します。

IMFがシステム上重要とみなす金融システムを有する国／地域に対する直近のFSAPレビュー実施年は、表2のとおりです。フィンランドとノルウェーは2014年1月にリストに加えられましたが、まだ必須のレビューを受けていません。濃い青色で示した国／地域の評価は、改訂版の2011年ICPsに基づいています。

表2：システム上重要な金融国／地域と評価実施年

オーストラリア (2012年)	デンマーク (2014年)	アイルランド (2015年)	オランダ (2011年)	スウェーデン (2011年)
オーストリア (2013年)	フィンランド (2001年)	イタリア (2013年)	ノルウェー (2005年)	スイス (2014年)
ベルギー (2013年)	フランス (2012年)	日本 (2012年)	ポーランド (2013年)	トルコ (2011年)
ブラジル (2012年)	ドイツ (2011年)	韓国 (2014年)	ロシア連邦 (2011年 ーグレードなし)	英国 (2011年)
カナダ (2014年)	香港特別行政区 (2014年)	ルクセンブルク (2011年)	シンガポール (2013年)	米国 (2015年)
中国 (2011年)	インド (2012年)	メキシコ (2012年)	スペイン (2012年)	

出典：1) 国／地域のリストはIMFウェブサイトより (<http://www.imf.org/external/np/fsap/mandatoryfsap.htm>)
2) 実施年はIMFウェブサイト掲載のレポートより (<http://www.imf.org/external/np/fsap/fssa.aspx>)

「共通して弱さが目立つ領域はICP2 (監督機関) であり、 独立性や人材の採用・維持などが懸念されています。」





2015年には、南アフリカ (3月)、米国 (4月)、アイルランド (5月) の評価結果が公表されました (7ページの表3を参照)。なお、評価実施時に施行されていた規制制度に基づき評価されるため、アイルランドの評価結果は、2016年1月1日から欧州で導入されているソルベンシーIIに対応する制度改定を反映していません。

これら3か国と2014年に公表された4か国／地域 (スイス、カナダ、香港、デンマーク) のレポートを見ると、共通して弱さが目立つ領域はICP2 (監督機関) であり、7か国／地域のうち6つが「一部遵守している」に留まっていました。懸念事項としては、独立性や人材の採用・維持をめぐる課題などが挙げ

られています。また、ICP23 (グループレベルの監督) については、ほとんどの国／地域ではこの点について進展しつつありますが、5か国／地域が「一部遵守している」と評価されています。ICP19 (行為規制) は、2014年にレビューを受けた4か国／地域のすべてが「一部遵守している」との評価であり、これは表3に示している2015年の結果とは異なります。2016年のFSAPレビューのプログラムは同年1月に発表されました¹。このレビューではシステミック・リスクやマクロ健全性政策などに重点が置かれます。特に、中国、ドイツ、アイルランド、ロシア、スウェーデン、トルコ、および英国のレビューに注目が集まるとみられます。

1 <http://www.imf.org/external/pubs/ft/survey/so/2016/pol011416a.html>

表3：KPMGによる2015年のFSAP結果概要

ICP/国	南アフリカ	米国	アイルランド
 監督権限および措置			
1 権限	2	1	3
2 監督機関	1	1	1
4 認可	2	2	3
6 支配権	2	3	3
9 報告	2	2	1
10 是正措置	3	3	2
11 執行	3	3	3
12 清算	1	3	3
 ソルベンシー			
13 再保険	2	3	2
14 評価	2	1	2
15 投資	2	3	2
16 統合的リスク管理 (ERM)	1	2	2
17 資本充実度	2	2	1
 グループレベルの監督、 協力、危機管理			
3 情報交換	3	2	3
23 グループ	1	1	1
24 マクロ健全性	2	2	3
25 協調	3	2	3
26 クロスボーダー	2	2	2
 行為規制、仲介者、 不正防止			
18 仲介者	3	2	3
19 行為規制	2	2	2
21 不正対策	1	3	3
22 マネーロンダリング対策	1	2	2
 コーポレートガバナンス、 開示			
5 適格性	3	2	2
7 コーポレートガバナンス	1	1	2
8 リスク管理	1	2	3
20 開示	1	3	1
合計	49	55	58

3 遵守している 2 概ね遵守している 1 一部遵守している

出典：KPMG、2016年

国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督のための共通のフレームワーク (ComFrame)

ComFrameの開発は2009年に始まりました。現在、2014年に開始したフィールドテストが進行中であり、承認予定の2019年末まで継続することになっています。現時点では2020年初めの導入が予定されていますが、保険資本基準 (ICS) の当初版は2017年半ばまでに最終化され、同年からグループレベルの監督機関へ非公開で報告されます。

ICPsがすべての保険会社の監督に適用される一方で、ComFrameは各国/地域の監督機関が国際的に活動する保険グループ (IAIG) に指定した保険グループにのみ適用されます。IAISはIAIGsに指定される国際保険グループは約50あると示唆していますが、そのリストは公表されていません。

IAIGはおおよそ以下の基準を満たしていなければなりません。

- グループ内に大規模保険会社が少なくとも1社ある。
- 国際的な活動：少なくとも3カ国/地域で保険を引き受けており、グループ全体の総引受保険料 (GWP) の10%以上を母国/地域以外から得ている。
- 保険事業の規模：過去3年間の平均でGWPが100億米ドル以上、または総資産が500億米ドル以上ある。

IAIGは複雑とみなされるため、こうした追加のフレームワークを設けることにより、グループレベルの監督が促進され、グループレベルのリスクの適切な評価や規制ギャップの回避が確実にできるようになります。ComFrameは、グループレベルの監督機関にIAIGを1つのグループベースで監督する責任を持たせた上で、監督上の協力と協調、および監督機関間での効果的な情報共有を可能にします。グループレベルの監督機関は、保険グループの中核会社に対し、以下を含むいくつかの「直接的な」権限を行使することができます。

情報 (IAIGの全体的なリスクに関連する子会社情報も含む) の要求

- オンサイト検査の実施
- 保険グループの中核会社の統治組織、上級経営陣、および統制部門の主要人物との公式な議論の実施
- 上記の人物に対する適格性評価の実施

「IAISは、IAIGsに指定される国際保険グループ数は約50あると示唆していますが、そのリストは公表されていません。」

これまで適切なグループ資本基準の開発に注力してきましたが、以下に示すように、ComFrameはそれよりはるかに広範であり、定量的要素・定性的要素の両方を包含しています。

図2：ComFrameのモジュール

モジュール1：ComFrameの対象範囲	
要素1および2	IAIGの定義および指定プロセス
要素3	ComFrameの監督の対象範囲、および対象企業の決定プロセス
モジュール2：IAIGに遵守を求める要素	
要素1	法的体制および経営体制、クロスボーダー問題、および複雑性
要素2	グループレベルのガバナンスフレームワーク (IAIGの中核会社の統治組織および上級経営陣、上級経営陣、ならびに主要な統制機能の役割を含む)
要素3	統合的リスク管理 (ERM) に関する要件
要素4	要求されるグループレベルのERMポリシー (投資、保険引受、請求管理、再保険戦略、保険負債評価、および数理を含む)
要素5	保険資本基準 (ICS)
モジュール3：監督要件	
要素1	グループレベルの監督プロセス
要素2	監督上の協力および交流 (監督カレッジに対する要件を含む)
要素3	危機管理および破綻処理

モジュール2の要素5 (保険資本基準) およびモジュール3の要素3 (危機管理および破綻処理) については、開発が継続中のため、現在入手可能なComFrameの草案には含まれていません。これらの要素については次ページ以降で解説します。

グローバルな保険資本基準

IAISは2014年9月、グローバルなICSの策定の指針となる一連のハイレベルな原則を公表しました。これに関するコンサルテーション・ペーパーが2014年12月に公表され、寄せられたフィードバックに基づいて2015年にわずかな改訂が加えられました。

IAISが2014年12月に公表したICSの最初の草案に関するコンサルテーション・ペーパー¹には、1500ページを超える意見が寄せられました。IAISはそれに対するフィードバックを複数回に分けて行い、主要な要素に関する更新情報を2015年6月²、10月³、および11月⁴に公表しました。いくつかの決定はなされましたが、現在および今後のフィールドテストの結果次第でさらなる改良が加えられることは明らかです。

ICSの目的上、すべてのG-SIIsはIAIGsとみなされます。

スケジュールおよびプロセス

IAISは時間をかけて、グローバルな規制資本フレームワークにおけるコンバージェンスを行うという目的を再確認するとともに、この種のプロジェクトに伴う課題を認識してきました。ICSバージョン1.0は、2017年に始まる監督機関への非公開報告に間に合うよう公表される予定です。しかし、公開報告に使用されるバージョン (ICSバージョン2.0) は、2019年のIAIS年次総会まで採択されません。ICSに関する次のパブリック・コンサルテーション・ペーパーは、2016年6月に公表される見通しです。

IAISはまた、各国／地域がICSを各国の要件に組み込めるよう、採択後に導入期間を設ける必要があることも認識しています。さらに、一部の国／地域ではICSの特定の要素に関し、何らかの形の移行措置や段階的導入が必要となる可能性があることも認識しています。

ICSと既存のフレームワークとの相互作用

IAISは、特定の国／地域の評価プロセス (ソルベンシーIIの同等性評価プロセスなど) について、これまでほとんど言及してきませんでした。こうした評価プロセスは、監督当局や保険グループが、ICSと各国のグループソルベンシー計算要件との間で生じ得る不一致に対応する際の助けとなります。グループ内で異なる複数のソルベンシー基準を管理することは、特に各々のリスク低減行動が異なる場合に、非常に困難となる可能性があるため、当該評価プロセスはグループにとって重要な制度です。また各国の要件を評価しなければ、各国／地域内においてICSが適用されるIAIGsとそれ以外の保険グループとの間での競合問題も生じかねません。

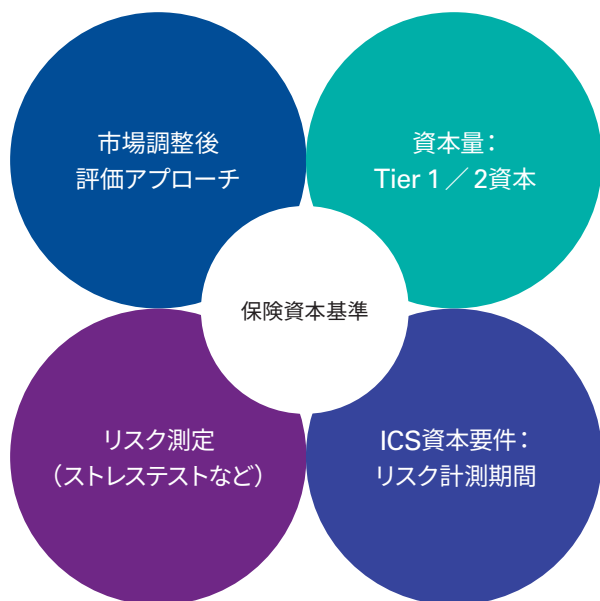
グローバルなICSの目的は、時間をかけてIAIG間の比較可能性を高め、国／地域を超えて比較可能な (「実質上同じ」という意味であることが確認済み) 結果を得られるようにすることであるため、当該評価プロセスの課題は解決が難しい問題です。しかしKPMGは、国／地域の評価プロセスが最終版のICS (バージョン2.0) に盛り込まれるべきだと考えています。

比較可能な結果を得られるようにするには長い時間がかかることの認識を踏まえ、今後も標準的手法によるアプローチの開発に焦点が置かれるでしょう。内部モデルの承認可能性などの標準的手法への変更は、開発プロセスの後半で対応されるでしょう。これに関連し、巨大災害リスクに関する部分内部モデルが2015年のフィールドテストで認められたことは注目に値します。

ICSの主要な要素

下の図3に示すように、ICSの主要な要素は評価手法、適格資本量、リスク測定、および資本要件で変わりありません。コンサルテーション・ペーパー公表後の主要な進展について、以下に最新情報を示します。当初のコンサルテーション・ペーパーに対するKPMGの見解については、2015年版「保険規制の進化」もご参照ください。

図3：保険資本基準における4つの主要な要素



出典：KPMGインターナショナル、2016年

1 IAISコンサルテーション・ペーパー：リスクベースのグローバルな保険基準、2014年12月17日

2 ICSコンサルテーション文書 - いくつかの質問に対する利害関係者の意見への回答、2015年6月18日

3 ICSコンサルテーション文書 - いくつかの意見への回答、2015年10月5日

4 ICSコンサルテーション文書 - ICS評価方法 (セクション5) に対する意見への回答、および資本量 (セクション6) に対する意見への回答、2015年11月20日

評価アプローチ

ICSに関するグローバルな負債評価アプローチの開発においては、保険契約に関するグローバルな保険会計基準が存在しないことが最大の課題となってきました。保険契約に関する会計基準(IFRS第4号)の策定作業は並行して続けられていますが、最終的な基準は2016年末頃まで公表されない見通しで、適用日は2020年1月1日以降となりそうです。このため、IFRS第4号の保険負債評価要件を概ね反映したICS評価手法を単独で開発する必要が生じました。この評価アプローチは市場調整後評価ベースと呼ばれていますが、IAISは2016年のフィールドテストの実施に向け、この評価アプローチのさらなる改良が必要になりそうだと示唆しています。

代替的なアプローチとして、一般に公正妥当と認められた会計原則に調整を加える手法(GAAP+と呼ばれる)が検討されています。これは主に米国が推進してきたアプローチであり、IAIGsが各国/地域のGAAP数値に調整を加えることで、市場調整後評価に準じたものとなることを目指しています。

IAISは、2017年から適用されるICSバージョン1.0ではいずれの評価アプローチも認めることを確認していますが、ICSバージョン2.0についてはまだ決定していません。IAISは、採用しているGAAPによって必要な調整は異なると認識する一方で、国/地域を超えた比較可能性の促進を目指し、これらの原則を策定しました。

保険負債評価に関連する重要な検討事項の1つは、現在推計に上乗せするマージン(MOCE)を要求するべきかどうかという点です。保険契約負債の評価にMOCEを加えた場合、実質的に利益計上が繰り延べられることになります。

コンサルテーション・ペーパーには、その目的(健全性を高めるためか、それとも保険ポートフォリオの移転コストを反映するためか)、取扱い(すなわち、保険負債の現在推計に追加される要素とするか、それとも資本量の一部とするか)、および計算基礎に関する質問が盛り込まれました。これらの質問、特に目的に関する質問にはさまざまな回答が寄せられ、IAISはMOCEについては比較可能性を実現するため、さらなる作業が必要になると確認しました。また、保険負債の評価にMOCEを含めることを要求しているICP14.7を引用し、GAAP+アプローチを採用する場合もMOCEが重要になると確認しました。

未解決となっているもう1つの問題は、保険契約の境界の定義に関するものです。2015年に実施されたフィールドテストでは、現在の定義に関する問題を検討するための質問が多数含まれました。

割引率については、IAISは自身が提案しているイールド・カーブの手法に改良の必要があることを認識しています。

新たな手法は3つのセグメントのディスカウント・カーブに基づくものです。1つ目のセグメントは流動性のある市場の情報に基づき、2つ目のセグメントはこれを最大60年まで補外推定し、3つ目のセグメントは超長期について終局フォワードレートを適用します。IAISは、単にイールド・カーブを作成するための原則を確立するだけでなく、普遍的な手法を開発する予定であることも確認しました。

適格資本量

ICS資本要件は規制上の所定の資本要件(PCR)⁵となるため、すべてのIAIGsは最低でもICS資本要件と同等の適格資本量を保持することが必要になります。IAISはコンサルテーション・ペーパーで、以下に示す資本量の4つの大まかなカテゴリーを提案しました。

- 制限のないTier 1金融商品(例:普通株式)
- 制限のあるTier 1金融商品(例:非累積配当型永久優先株や特定の複合金融商品など)
- 払込済Tier 2金融商品(例:劣後債)
- 未払込Tier 2金融商品(監督機関からの承認がある場合のみで、かつ他のカテゴリーの1つに該当する商品に転換可能なことが条件)

IAISは、継続企業の下でかつ清算時に損失を吸収する要素(Tier 1)と、清算時にのみ損失を吸収する要素(Tier 2)の一般的な差異を確認しました。特にICP17.11のガイダンスに従い、IAISは今後も資本調達手段の劣後性、入手可能性、永続性、および担保や強制的なサービスコストがない点を考慮した上で、その損失吸収能力に基づいて資本量を評価します。一方でIAISは、「制限のあるTier 1金融商品」に関し、元本削減による損失吸収の仕組みの適切性を検討することも確認しました。

グループ資本基準として、資本の流用可能性の問題は重要な検討事項として残っています。しかしIAISは、セクター横断的な側面は連結レベルで資本量を決定することにより対処すると確認しました(ただし、セクターごとに合算される資本要件は異なります)。

提案されているTier 1およびTier 2資産からの控除(無形資産、のれん、ネットベースの繰延税金資産、固有の資産への投資など)については維持されることになりましたが、資本構成割合の上限案もテストする2016年のフィールドテストの結果によっては、対象範囲が拡大される可能性もあります。最後に、IAISはどのような種類の非支配持分を資本量に含めることができるか、および適格資本量をどのようにして決定すべきかについて検討すると表明しました。

⁵ IAISの基本原則では、最低資本要件(MCR)は低い規制介入水準として機能する一方で、PCRはより高い規制介入水準として機能する。

リスク測定アプローチ

ICSに含まれるリスクの一覧（保険リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク）については何の変更も提案されませんでした。IAISは資本要件においてオペレーショナル・リスクを定量化する方法について検討を進める意向です。また、巨大災害リスクは生命保険・損害保険の両方に関係するため、保険リスク内の個別の要素として維持することを明確にしました。資産集中リスクに関しては、2015年のフィールドテストの結果を基に、市場リスク内の一要素とする必要があるかどうかを改めて評価し、もし必要があれば現在の基準が採用されるべきだと提案しました。

リスクごとのICS資本要件を決定するための各種アプローチについては、更新されませんでした。したがって、コンサルテーション・ペーパーに示されたアプローチ案（リスクの性質によって、ファクターベース・アプローチ、ストレステスト、確率論的モデリング、および構造モデリング、またはこれらのアプローチの組合せを用いる）が引き続き適用されると推測されます。同様に、分散効果の許容についても更新はありませんでした。

ICS資本要件

利害関係者の反対にもかかわらず、IAISはICS資本要件が規制上の所定の資本要件（PCR）であることを確認しました。つまり、監督機関はグループの資本量がグループ資本要件を下回った場合には、資本充実度を根拠に介入を行うことになります。しかし、バックストップ資本指標の組入れについては何の決定もされておらず、IAISはこの件についてはICSバージョン1.0が完成するまで再考しないと示唆しています。

ICSのセクター横断的な側面に関し、IAISは連結レベルで決定される資本量とは対照的に、セクター横断的な資本要件は積上げ計算されることを確認しました。

重要な点として、IAISは資本の目的に関する将来の時間軸における課題を解決しました。IAIGは継続企業的前提下で既存の事業を続けるとの仮定に基づき、1年間の計測期間を採用しました。

グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の規制

G-SIIsのほとんどはIAIGの定義を満たすため、ComFrameの要件を課せられます。これに加えてIAISは、ICSの目的上、すべてのG-SIIsはIAIGsに該当するとみなし、G-SIIsもこのグループレベルの資本基準を遵守する必要があることを改めて確認しました。ただし、G-SIIsはIAISの求めるG-SIIパッケージにおいて監督の強化要件も課せられます。これには以下が含まれます。

- グループ監督の強化。グループレベルの監督機関に、持株会社に対する直接的な権限、およびグループレベルのシステムミック・リスク管理計画（SRMP）と流動性管理計画の監督権限を与える
- 追加的な資本要件（より高い損失吸収能力（HLA））
- グループレベルの破綻処理計画と破綻処理評価および危機管理グループ（CMG）の発足

以下に説明するとおり、2015年には多数の進展がありました。

G-SIIsリスト

FSBは2015年11月、選定したG-SIIsリストを発表しました。ここでは、2013年以来初の入替えがあり、Generaliが除外されAegonが追加されました。これはG-SIIが指定を外されることもあり得ることを意味しますが、現在の評価手法案（後述）では、G-SIIに選定された保険グループの評価は、評価から最低2年間は有効とすべきだと提案がなされていることに注意が必要です。

現行のG-SIIsリストは以下のとおりです。

表4：2015年のG-SIIsリスト

エイゴン (Aegon N.V.)	アビバ (Aviva Plc)	中国平安保険 (Ping An Insurance (Group) Company of China, Ltd.)
アリアンツ (Allianz SE)	アクサ (Axa S.A.)	ブルデンシャル・ フィナンシャル (Prudential Financial, Inc.)
AIG (American International Group, Inc.)	メットライフ (MetLife, Inc.)	ブルデンシャル (Prudential Plc)

出典：FSB グローバルにシステム上重要な保険会社リスト2015年更新版、2015年11月3日

破綻処理評価プロセスは、Aegonを除くすべてのグループについては2016年に、Aegonについては2017年に実施予定です。

G-SII評価手法

IAISは2015年11月、当初2013年に最終化されたG-SII評価手法へのさまざまな改良を提案するコンサルテーション・ペーパー⁶を公表しました。その目的は、評価プロセスの透明性とデータの品質保証を高め、より十分な情報に基づいた意思決定を可能にすることにあります。2016年の評価プロセスからこの評価手法の改訂版を適用する意向です。

主な変更点は、5フェーズ・アプローチ（これまでの定量的評価のみを用いるアプローチを補完する、定性的評価フェーズを含む）の導入、リスク感応度を高めるための一部指標の改良、および再保険の補足的評価の導入などです。

提案されている5フェーズ・アプローチの構成は、以下のとおりです。

- フェーズI：評価対象となる約50の保険グループ⁷からデータを収集する。
- フェーズII A：品質管理とスコアリング。定量的計算に基づくデータの検証および順位付けを含む。
- フェーズII B：定量的基準の決定。これにより各保険グループを潜在的なG-SII（以降のフェーズの対象となる）とG-SII以外に区分する。

- フェーズIII～VIは、フェーズII終了時に選定された潜在的なG-SIIsにのみ適用される。

- フェーズIII：検出フェーズ。追加の定性的・定量的な情報を考慮する。

- フェーズIV：G-SII見込みの保険グループとの情報交換。該当する保険グループは、G-SII見込みという評価に関して追加情報の提出が認められる。

- フェーズV：IAISがFSBIに推薦する。

IAISは、手法の定量的な要素に関し、少数ながらも絶対参照値の導入を提案しました（具体的には、デリバティブ取引（販売したCDSプロテクション）、金融保証、および再保険のカテゴリーが対象）。これらの指標のスコアは、評価対象の同業他社と比較した潜在的G-SIIの相対的重要性のみに基づいて計算されるのではなく、市場の動向も考慮されることになります。この目的は、こうした領域のシステム的・リスクの変化を随時評価し、保険業界全体のシステム的・リスクのプロファイルの変化に敏感に反応する手法とすることにあります。しかし、G-SII評価スコアが保険セクターに内在するシステム的・リスクのプロファイルの変化にどの程度敏感に反応できるようになるかは不透明です。

表5：各カテゴリーと個別指標に対して提案されたウェイト

カテゴリー	カテゴリー・ウェイト	個別指標	指標ウェイト
規模	5%	総資産	2.5%
		総収入	2.5%
グローバルな事業	5%	母国以外からの収入	2.5%
		国数	2.5%
相互関連性	40%	金融システム内の資産	6.7%
		金融システム内の負債	6.7%
		再保険*	6.7%
		デリバティブ	6.7%
		ターンオーバー	6.7%
		レベル3資産	6.7%
非伝統的・非保険（NTNI）業務	45%	保険契約以外の負債と非保険収入	7.5%
		デリバティブ取引*	7.5%
		短期資金調達	7.5%
		金融保証*	7.5%
		変額保険商品の最低保証	7.5%
		負債の流動性	7.5%
代替性	5%	特定保険種目の保険料	5%

* IAISはこれらの指標に対し、絶対参照値を適用することを提案している。

出典：IAISコンサルテーション・ペーパー - グローバルにシステム上重要な保険会社：評価手法の更新案、2015年11月25日

定量的計算におけるカテゴリ・ウェイトに変更はなく、各カテゴリには以前と同じウェイトが割り当てられています。ただしIAISは、3つの指標（大口エクスポージャー、グループ内コミットメント、および経済的観点でデリバティブ取引（ヘッジと複製を除く））をフェーズIIから外し、フェーズIIIに入れることを提案しています。これにより、影響を受けるカテゴリ内のいくつかの個別指標のウェイトが変わることになります。提案されたウェイトは表5のとおりです。

さらに、フェーズIIの基準を上回る第三者に対する重要な再保険事業を有するグループに対しては、再保険の補足的評価が導入されます。IAISは、そのグループの第三者への再保険事業が、大規模で相互関連性のある元受保険会社および国際金融システムに対してシステミック・リスクをもたらす可能性があるかどうかを評価するために、出再保険会社から引き受けたエクスポージャーの上位10件および他の再保険会社へのエクスポージャーの上位5件を含む情報を追加で要求します。

IAISは、フェーズII終了時に評価スコアを決定することを提案しています（データエラーを修正する場合を除く）が、フェーズVの最終的なIAISによる推薦は、それまでの全フェーズに基づき決定されることとなります。

非伝統的・非保険 (NTNI) 業務

IAISは2015年11月、保険グループが行う非伝統的保険業務の特定に関する客観的なフレームワークを提案するコンサルテーション・ペーパー⁶を公表しました。非伝統的 (NT) 保険業務の特定は、保険それ自体がシステミック・リスクをもたらすわけではないとの多くの意見を受け、2013年にNTNIの概念が導入されて以来、保険グループ各社の間で大きな関心事となってきました。このペーパーでIAISは、保険商品の単純な検討から、システミック・リスクをもたらしかねない保険商品に内在するさまざまな特性の検討へと着眼点を変更しています。

これは、G-SIIsの選定（評価基準の45%がNTNI業務に関連している。上記セクションを参照）、および基礎的資本要件 (BCR) や、より高い損失吸収能力 (HLA) 要件の決定（次の

セクションを参照）のいずれにも影響を及ぼすことから、G-SIIsと潜在的G-SIIsにとっては極めて重要な観点となります。しかしコンサルテーション・ペーパーでは、誰がNT保険業務の指定を担当するのが明らかにされていません。KPMGは、グループレベルの監督機関が他の関連監督機関からインプットを得た上で、当該保険グループと協議しながら、この指定を行うべきだと考えています。

このペーパーでは、NTNIの概念を明確化するための3ステップ・プロセスのうち最初のステップを説明しています。IAISは3ステップすべてを、2016年のG-SII指定作業での適用に間に合うよう最終化する意向です。この3つのステップは以下のとおりです。

- ステップ1：商品特性に基づく分析的フレームワークを最終化する（コンサルテーション・ペーパーで提案されたとおり）。
- ステップ2：商品特性のフレームワークに照らして特定された商品と業務のリストを評価し、分類する。
- ステップ3：フレームワークと既存の原則におけるギャップの有無や必要な修正点を特定する。

IAISは、何がシステミック・リスクに該当する可能性があるかを決定するため、図4で説明するような3ステップ・アプローチを提案しています。これには以下が含まれます。

- 保険契約の商品特性を分析し、重大な市場リスクや流動性リスクが生じる可能性を考慮した上で、起こり得る潜在的な脆弱性を特定する。
- こうした特性が、いかにしてシステミック・リスクの発現につながり得るかを特定する（例えば、カウンターパーティーへのエクスポージャーにより、金融市場のショックが拡大する可能性があるか。あるいは保険会社が流動性の必要性から資産売却を強いられ、その結果、資産価格が乱高下する可能性があるか）。
- システミック・リスクの発現に関連し、考慮すべき悪化要因があるかどうか検討する。

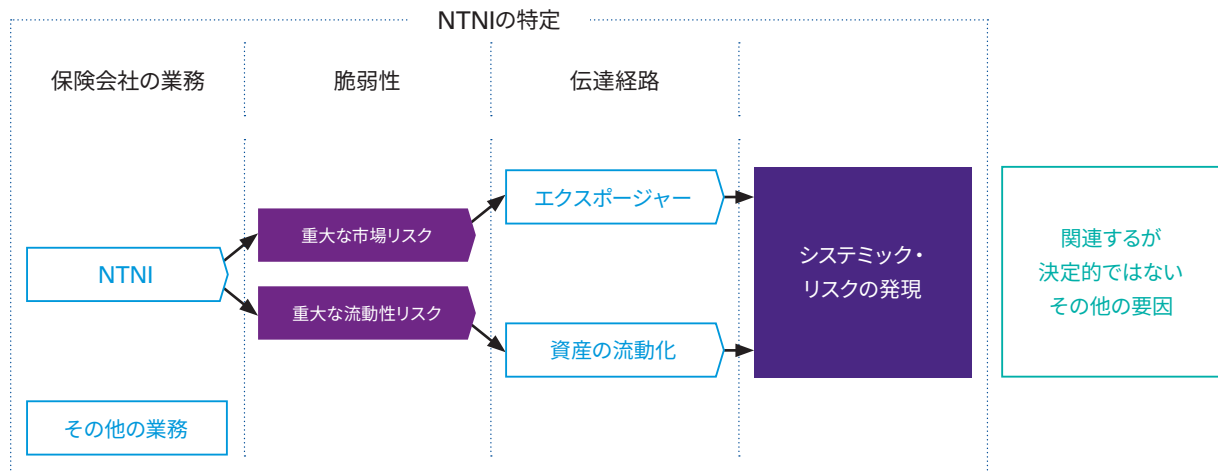
6 IAISコンサルテーション・ペーパー - グローバルにシステム上重要な保険会社：評価手法の更新案、2015年11月25日

7 データ収集フェーズの対象となる保険会社の選定基準は以下のとおり。

- 総資産600億米ドル超、かつ母国/地域以外から得る保険料の総保険料に占める割合が5%以上
- 総資産2,000億米ドル超、かつ母国/地域以外から得る保険料の総保険料に占める割合が0 ~ 5%

8 IAISコンサルテーション・ペーパー：非伝統的・非保険業務および商品、2015年11月25日

図4：NTNI特定プロセス



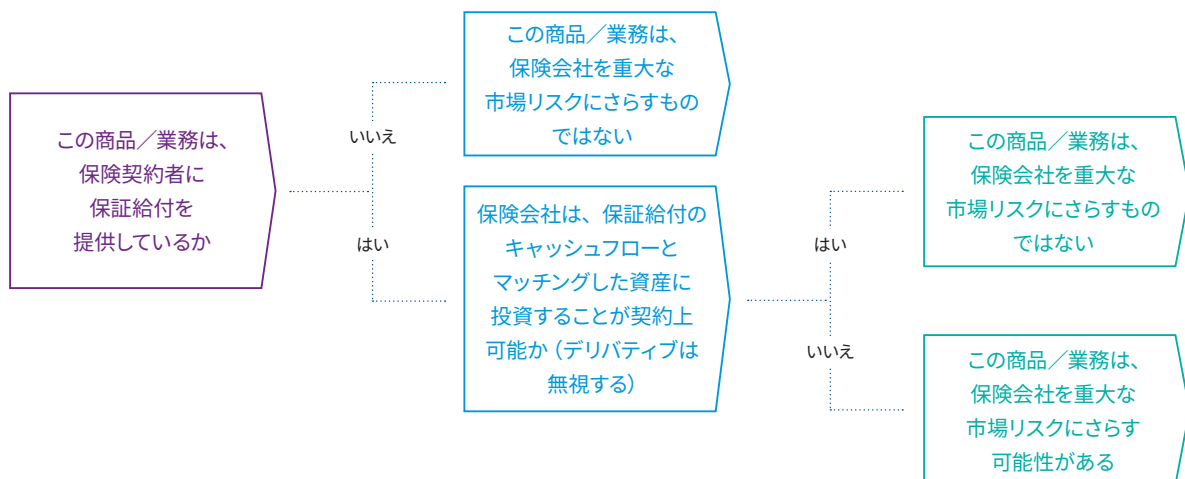
出典：IAISコンサルテーション・ペーパー - 非伝統的・非保険業務および商品、2015年11月25日

IAISは、重大な市場リスクをもたらし得る特性は保険契約における保証の存在であり、重大な流動性リスクをもたらし得る特性は払戻しを認めるオプション（解約条項など）であると結論付けました。

重大な市場リスクの評価について、IAISは商品の特性に基づき以下のフレームワーク（図5）を適用することを提案しています。保証の存在、および保険会社が保証給付のキャッシュフローとマッチングした資産にどの程度投資できるかが、重要な検討事項となっています。

「保証の存在、および保険会社が保証給付のキャッシュフローとマッチングした資産にどの程度投資できるかが、重要な検討事項となっています。」

図5：IAISによる重大な市場リスクへのエクスポージャーの分析（簡略図）



出典：IAISコンサルテーション・ペーパー - 非伝統的・非保険業務および商品、2015年11月25日

重大な流動性リスクの評価について、IAISは以下を考慮することを提案しています。

- 払戻し通知の受領日から実際の支払日までの猶予期間
- 保険会社が払戻しに対して適用することのできる経済的ペナルティまたは手数料の大きさ（対総額比）

支払までの期間が短く（7日未満）かつ経済的ペナルティがない場合、NTNIに分類される可能性があります。支払までの期間が3ヵ月以上でかつ経済的ペナルティが20%超の場合はNTNIに指定されません。その他の組合せについては監督機関の判断が必要となります。

提案に対して利害関係者から挙がっている批判は、主にシステミック・リスクの影響が誇張されていることへの懸念に基づくものです。その例を以下に挙げます。

- コンサルテーション・ペーパーでは、ネットではなくグロスのエクスポージャーを過剰に重視している（例えば、資産・負債マッチングの原理によりネットエクスポージャーをシステミックではないレベルまで低減することができる）。
- キャッシュアウトフローのタイミングが十分に考慮されていない（例えば、保険会社は受けた解約の量に応じ、異なる解約金支払期間を設定する場合がある）。
- 分析では、確率的な分析を全く取り入れていない（例えば、大量解約・失効は減多に発生しない）。
- コンサルテーション・ペーパーは、特定された市場リスクおよび流動性リスクの特性がどのように伝播し、国際金融システムにシステミック・リスクをもたらすかについて、明確に説明していない。

より高い損失吸収能力 (HLA)

IAISは2015年6月、最初のHLA提案を示したコンサルテーション・ペーパー⁹を公表し、業界からのフィードバックを得た後、2015年11月の理事会でHLAの最終版¹⁰を承認しました。このマイルストーンは、G-SIIsが国際金融システムにもたらすシステミック・リスクの軽減という目標を最終的に達成する上で、極めて重要とみなされています。

HLAの資本要件

HLAはICSに追加される資本要件であり、G-SIIsに適用されます。目的は、G-SIIsのシステミック・リスクに対応すること、およびG-SIIsにシステミック・リスクを低減させるインセンティブになることです。しかし、キャリブレーション（較正）の水準、ファクターベース・アプローチで達成できるリスク感応度の程度、およびG-SIIのリスク・プロファイルの潜在的な変化に対するHLAの反応性など、さまざまな課題が残っています。

本来はICSを基礎として用い、そこにHLAの「上乘せ分」を適用する予定ですが、ICSの最終版がまだ完成していないため、現在のHLAは基礎的資本要件（BCR）を基礎として用いる設計となっています。

IAISはフィールドテストに基づき、ICS資本要件と同水準にするにはBCRを約33%引き上げる必要があることを特定しました。BCRからICSへの移行を円滑にするため、基準となるBCRを3年間（2016～2018年）で毎年11%ずつ引き上げる予定です。この引上げは、適切なバーゼルIIIの資本比率要件を参照することにより、規制対象の銀行業務に関して上限が設けられます。

HLAはファクターベース・アプローチを採用しており、引き上げられたBCRに適用されるファクター（16ページの表6を参照）は、G-SIIが割り当てられる「バケット」に応じて高まります。G-SIIsのバケットへの割り当ては、評価対象のすべての潜在的G-SIIの平均スコアに対する各社の相対的なG-SII評価スコア水準によって決まります。

前述のG-SII評価手法に関する作業を考慮すると、2016年の手法が最終化された時点で、バケットの決定と割り当てプロセスを見直す必要が生じる可能性があります。しかし現行のHLAアプローチでは、50の潜在的G-SIIsの評価結果に基づき、以下の基準に従ってG-SIIsを割り当てています。

- 低バケット：評価スコアが0.04未満のG-SIIs
- 中バケット：評価スコアが0.04～0.06未満のG-SIIs
- 高バケット：評価スコアが0.06以上のG-SIIs（該当なしの見込み）

⁹ グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）におけるより高い損失吸収能力に関するIAISコンサルテーション・ペーパー、2015年6月25日

¹⁰ グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）におけるより高い損失吸収能力要件に関するIAISペーパー、2015年10月5日

表6：HLA所要資本公式のファクター

BCR所要資本エクスポージャー	低バケット	中バケット	高バケット
伝統的生命保険			
伝統的損害保険	6%	9%	13.5%
資産			
非伝統的保険			
非保険－管理下の資産	12%	18%	27%
非保険－その他			
非保険－規制対象の銀行	8.5%	12.5%	18.75%
非保険－規制対象外の銀行	12.5%	18.75%	25%

出典：IAIS グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) におけるより高い損失吸収能力要件、2015年10月5日

伝統的生命保険、伝統的損害保険、および資産に適用されるHLAファクターはすべて同じですが、それは、これらがほぼ同水準のシステム・リスクを有することを示唆しています。NT業務とNI業務がそれ以上に重視され、より高いHLAファクターを適用されているのは、これらの業務がシステム・リスク事象を引き起こす、または増幅させる可能性が高いからです。したがって、何がNT業務およびNI業務に該当するかを定義することが、適用されるHLAファクターを決定する上で非常に重要になります。

規制対象の銀行については、グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) に適用されるリスクアセットでの引上げ分を考慮してファクターが設定されました。規制対象外の銀行業務のファクターは、規制対象の銀行のファクターより引き上げられています。

IAISは、採用されたファクターに基づき、HLAは引上げ後BCRと比べ平均10%の資本増加をもたらす見込みだと示唆しています。しかし、G-SIIの潜在的なHLAへの資本チャージ

の判断には、前述したG-SII評価手法およびNTNI業務の特定に関する両ペーパーが極めて重要なことは明らかです。これらのペーパーおよびICSが最終化された時点で、HLAの設計やキャリブレーション（較正）にどの程度の修正が必要になるかはまだわかりません。

HLA資本量

資本要件のHLA要素は最も質の高い資本によって満たされなければなりません。これは現在のBCRとの関連から、BCRのために定義されたコア資本を意味するとみなされています。しかし、HLAの基礎がICSに変更された際には、HLAにおける資本量も見直されることになります。KPMGでは、これが「制限のないTier 1金融商品」になると予想しています。

BCRとHLA要件の合計については、コア資本と、追加資本またはBCRの50%のいずれか小さい方によってカバーされる必要があります。総資本要件に対する適格資本量の比率が主要な指標になると予想されます。

「G-SIIの潜在的なHLAへの資本チャージの判断には、
G-SII評価手法およびNTNI業務の特定が極めて重要です。」

保険会社への影響

G-SII評価手法、NTNIの特定、ICS、HLAが、どれほど相互に関連しているかは言うまでもありません。

- G-SII評価手法に関する作業では透明性を目標の1つに掲げています。そのため、個々のスコアを引き下げ、資本上乘せ分を低減するために不可欠となる、G-SII評価スコアの要因の検討が大幅に進展すると考えられます。しかしG-SII評価スコアが、保険グループの潜在的なシステミック・リスクのプロファイルの変化にどの程度敏感に反応するかははまだ不透明です。
- IAISはNT業務に対し、伝統的保険業務より高いファクターを採用しているため、すべての現行および潜在的G-SIIsはNT区分にかかわる進展を緊密に注視し続ける必要があります。
- ICSの開発に伴い、BCRに適用される引上げ率は現在想定されている33%から変わる可能性があります。しかし、ICSがHLAの基礎となった際に必要となり得る修正により、適用されるHLAの額が急変することにならないよう注意が必要です。
- HLAのバケット・アプローチは、G-SIIsの相対評価に基づいています。G-SIIsが非常に少数であることを考慮すれば、個々のG-SIIがHLAファクターのより低い「バケット」にどれだけ早く移れるかは不透明です。これは、あるG-SIIのシステミック・リスクが時間とともに低減したとしても、引き続き同じHLAファクターを適用される可能性があることを意味しています。

こうした領域で作業が進行中であるため、ICSがHLAの基礎となった際に資本要件がどうなるかを保険グループが現時点で予測することは困難です。HLAはG-SIIsがさらなるシステミック・リスクを取ることを抑止を目的としています。それが実際に達成されるかどうかは現時点では不透明です。しかしHLAの計算は、事業分野ごとに資本要件の計算が整合していることを示唆しており、商品ごとに資本指標を注視することがますます必要になります。

最後に、KPMGは、すべての要素が施行された際に、さまざまな資本要件 (BCR、ICS、およびHLA) や介入水準 (最低資本要件 (MCR) および所定の資本要件 (PCR)) がどのように相互に作用することになるかが、もっと明確にされるべきだと考えています。例えば、BCRは現在ファクターベース・アプローチとして設計されている一方、ICSはストレスおよびシナリオに基づく手法を用いて資本要件を計算しています。これらは全く異なるアプローチであり、ICSが施行された際にBCRがどのような役割を持つことになるかは不透明です。

「HLAはG-SIIsがさらなるシステミック・リスクを取ることを抑止を目的としています。それが実際に達成されるかどうかは現時点では不透明です。」

G-SII要件の国内のシステム上重要な保険会社 (D-SIIs) への拡大の可能性

D-SIIsは、国内の金融システムの機能において重要な保険会社を指します。したがって、これらの企業が破綻した場合、国内金融システムの全体的な安定に負の影響をもたらすと予想されます。

IAISがG-SIIsを選定し、規制するための国際的なフレームワークを検討しているのと同様に、米国はシステム上重要な金融機関 (SIFIs) を選定するためのシステムを導入しました。SIFIsは、連邦準備制度理事会 (FRB) による規制強化の対象となっています。その他の各国監督当局の中にも、IAISがD-SIIs規制のために提案しているようなフレームワークを自国/地域に導入するところが出てくるのではないかと予想されます。

このように、世界的レベルでG-SIIsに適用されている規制パッケージの各種要素がD-SIIsにも拡大される可能性があります。中でも注目すべきは、再生・破綻処理計画 (RRP) の策定に関する要件です。

再生計画に関しては、保険会社は以下のような再生に向けたオプションとガバナンスのフレームワークを説明する必要があります。

- 金融ストレスに対応する上で利用可能なオプション、およびこうしたオプションをいつ、どのように発動するか、また実際にどのような手順が取れるか。
- 再生の監視および意思決定プロセスをリスク管理機能にどのように組み込むか。

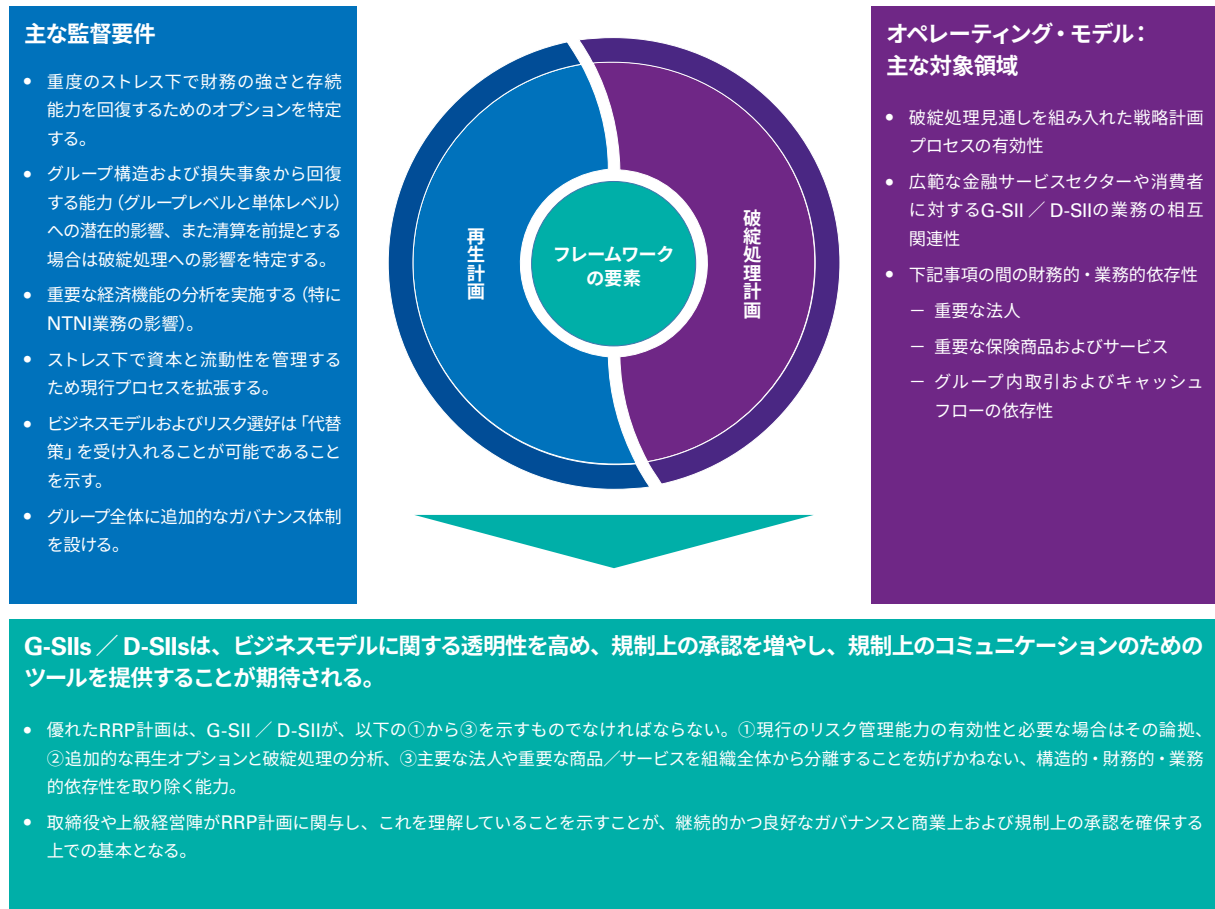
保険会社は破綻処理当局と協力し、下記の検討事項の一部を考慮した上で破綻処理計画を策定する必要があります。

図6：破綻処理計画における主要な検討事項

破綻処理計画	
<p>グループおよび法人単体の情報</p> <p>企業の法人としての構造を完全かつ詳細に記述し、各種事業との関係、グループのバランスシート、財務的・業務的相互依存性について詳述する。</p>	<p>経済機能の特定</p> <p>事業の閉鎖が、関連する市場の安定に及ぼす影響を明らかにするため、各中核事業の性質と規模に関する情報を示す。この情報は、規制当局が重要な経済機能を特定する上で役立つ。</p>
<p>重要な経済機能を継続するための計画</p> <p>財務的・法人的・業務的相互依存性、および該当する場合はネットワークへの影響に焦点を置いた上で、重要な経済機能の一つひとつを継続するための戦略を詳述する。</p>	<p>破綻処理を阻害する要因の克服</p> <p>特定された破綻処理の阻害要因に対応するための措置を明らかにする。また、その実現可能性、コスト、リスク、および実施にかかわる問題の評価結果を示す。</p>

出典：KPMGインターナショナル、2016年

図7：RRP要件の概要



出典：KPMGインターナショナル、2016年

Contacts

Gary Reader
Global Head of Insurance
KPMG International
T: +44 (0)207 694 4040
E: gary.reader@kpmg.co.uk

Rob Curtis
Executive Director
KPMG in Australia
T: +61 418 901 666
E: rcurtis1@kpmg.com.au

Janine Hawes
Director
KPMG in the United Kingdom
T: +44 (0)207 311 5261
E: janine.hawes@kpmg.co.uk

Giles Williams
Partner
KPMG in the UK
T: +44 (0)207 311 5354
E: giles.williams@kpmg.co.uk

Robert Kasinow
Director
KPMG in the United States
T: +1 973 912 4534
E: rkasinow@kpmg.com

Seiji Kamiya
Partner, Financial Services
KPMG in Japan
T: +81 3 3548 5100
E: seiji.kamiya@jp.kpmg.com

kpmg.com/socialmedia



kpmg.com/app



本レポートは、KPMGインターナショナルが2016年6月に発行した“Evolving Insurance Risk and Regulation - International developments dominate regulatory change”を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International. KPMG International provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm vis-à-vis third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved.

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. 16-1553

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

Designed and produced by Create CRT59293